

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例（平成31年3月22日京都市条例第40号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

本市長寿すこやかセンター事業について、必要な措置を講じるため、次のとおり定めることとしました。

- 1 京都市長寿すこやかセンター（以下「センター」という。）においては、高齢者等の権利の擁護に関する事業の一環として成年後見制度の利用を促進するための事業を行ってきたところ、当該事業について、条例に定めることにより、同制度の更なる利用の促進を図ります。
- 2 消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、センターの使用料を改定します。

この条例は、上記1の改正については平成31年4月1日から、上記2の改正については平成31年10月1日からそれぞれ施行することとしました。ただし、附則第2項の規定については、この条例の公布の日から施行することとしました。

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第40号

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「,」に改め、「活動の促進」の右に「並びに成年後見制度の利用の促進」を加える。

第2条第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 成年後見制度の利用を促進するための事業（第2号から第6号までに掲げるものを除く。）

第5条中「活動及び」を「活動,」に改め、「研修」の右に「及び成年後見制度の利用の促進に関する活動」を加える。

別表第2大会議室の項中「13, 880」を「14, 140」に、「18, 510」を「18, 850」に、「24, 270」を「24, 720」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(3) 別表第2の改正規定及び附則第3項の規定 平成31年10月1日

(準備行為)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の京都市長寿すこやかセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)